

# 虐待防止のための指針

社会医療法人社団三草会クラーク病院 クラーク病院通所リハビリテーション

## 虐待防止のための指針

社会医療法人社団三草会クラーク病院 クラーク病院通所リハビリテーション

### 1 施設・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者 を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 2 虐待防止委員会に関する事項

#### (1) 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会(以下、「委員会」という。)を設置します。委員会は、年に1回以上開催し、次のことを協議します。また、身体拘束適正化委員会と併せて実施することがある。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事

#### (2) 委員会の構成メンバー

委員会の運営責任者は当事業所管理者とし、構成メンバーは医事課、医療相談室、通所リハビリテーションスタッフから選出し構成します(通所リハビリテーション身体拘束適正化委員会と兼任)。

### 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための通所リハビリテーション職員への研修を原則年1回および新規採用・配置転換時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、

本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

#### 4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者（虐待防止委員会通所リハ職員）もしくは虐待防止責任者（院長）、更には、行政機関の担当窓口へ報告します。  
\*高齢者虐待防止・相談支援センター（電話番号 011-281-0928）
- ② 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町の窓口等外部機関に相談します。
- ⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町の行政機関に報告します。

#### 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

#### 7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、公表します。

附則 本指針は、令和6年4月1日より施行する